

新規・定期報告について

～報告完了までの流れ～

佐賀県薬務課 令和6年1月5日作成
令和6年11月27日改訂

本資料について

医薬品医療機器等法第8条の2の規定に基づき、薬局開設者は、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報を県知事に報告することとなっています。

令和5年11月1日付けで報告方法等について改正があり、**やむを得ない場合を除き「G-MIS」を用いた報告**をしていただくこととしています。

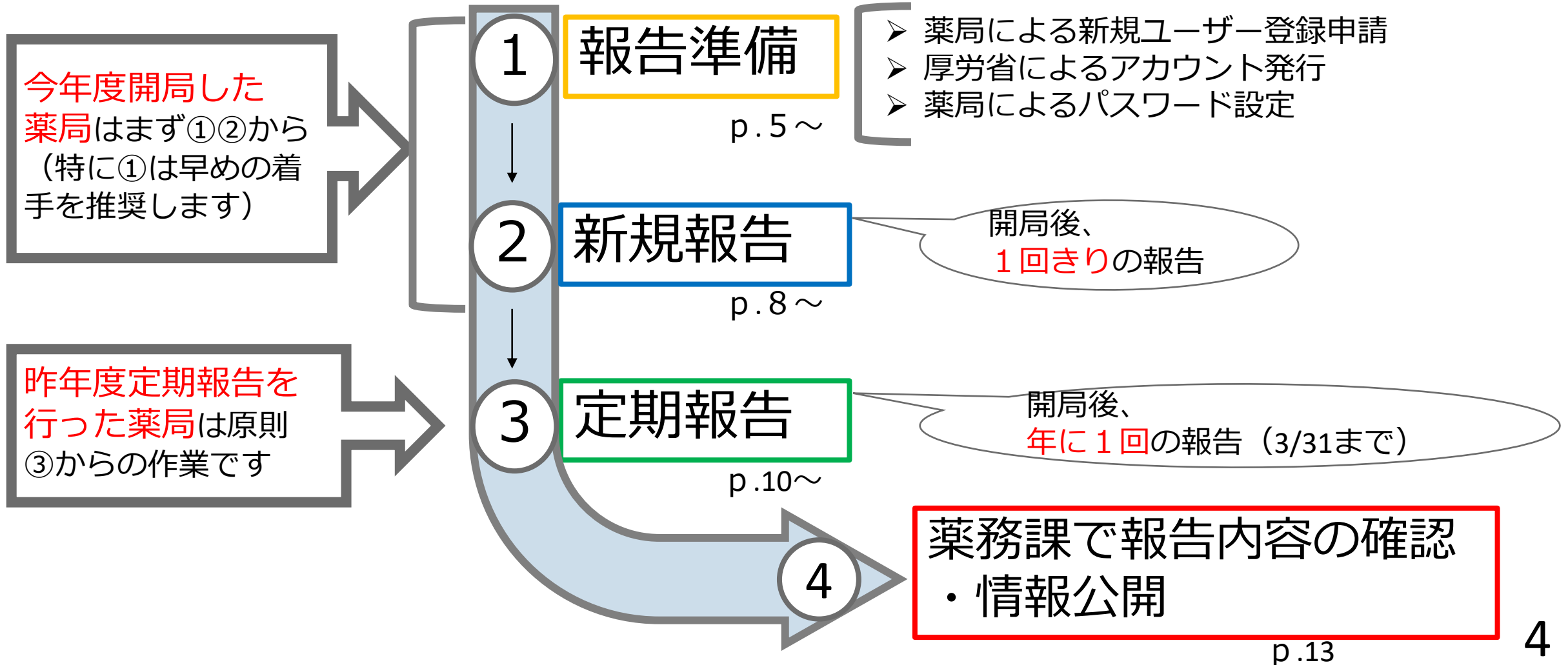
この資料では、「G-MIS」を用いた報告について、簡潔にまとめています。
報告の参考にご活用ください。

本資料の内容

1. 報告完了までの流れ
2. 困ったときは

1. 報告完了までの流れ

1. 報告完了までの流れ



※原則、今年度開局した薬局のみ対象

①報告準備

▷ 薬局による新規ユーザー登録申請

1 薬局につき1ユーザー登録
が必要です。



✓ 厚生労働省ホームページにアクセスして、**新規ユーザー登録申請**をしてください

▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html

✓ 入力の際は、「G-MIS操作マニュアル」・「Q&A」を参考にしてください。

厚労省HP抜粋

STEP1 G-MIS新規ユーザー登録申請

〈[G-MIS新規ユーザー登録申請ページ](#)〉から申請をお願いいたします。

手続きに当たっては、マニュアルを必ずご確認ください。ご不明点がある場合は、以下の「お問い合わせ先」に従って、各都道府県にご連絡ください。

[G-MIS新規アカウント発行の手続説明資料（令和5年12月20日版）](#) [2.3MB]

[G-MIS操作マニュアル_新規ユーザー登録申請（令和6年11月27日版）](#) [3.7MB]

[Q&A（令和5年11月13日版）](#) [537KB]

※申請後は、佐賀県薬務課で承認を行います。

※メールアドレスの変更が容易に行えないため、人事異動や退職で使用できなくなる可能性のある**個人メールの登録は非推奨**です。

※原則、今年度開局した薬局のみ対象

①報告準備

▷ 厚労省によるアカウント発行

- ✓ 佐賀県による承認の約1~2週間後（※時期によっては前後あり）、G-MIS事務局から以下のメールが届きます
- ✓ 必要に応じてご対応ください

1通目

No1-1：事前確認メール	
件名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡
本文	<p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>お世話になっております。厚生労働省G-MIS事務局です。 平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本メールは「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」の報告業務をG-MISで行うに当たって、新規ユーザ登録申請時に、以下のいずれかの方法により登録されたメールアドレスの存在確認のためにお送りしています。</p> <ul style="list-style-type: none">・貴機関自身でG-MIS新規ユーザ登録申請を実施・管轄の都道府県において貴機関のG-MIS新規ユーザ登録申請を実施 <p>本メール到着後1週間以内に、 本宛先に件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼」のメールが配信されますので、メール中の案内に従いパスワードの設定をお願いします。 ※以下に該当する場合はお手数ではございますが、下記の厚生労働省ホームページに記載の各都道府県「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」窓口へご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」の報告業務について、管轄の都道府県から周知されていない・既にG-MISのユーザ名（ログインID）・パスワードを所有している・心当たりのない報告機関名及び住所が記載されている・その他ご不明点がある <hr/> <p>G-MISのユーザ名（ログインID）発行に先立ち、以下の申請情報（報告機関名及び住所）に誤りがないかご確認ください。 報告機関名：〇〇病院 住所：〇〇県〇〇市〇〇町 x x x x x x</p> <hr/> <p>なお、令和5年度報告の開始時期は、都道府県により異なります。</p>

メールの目的

- 受信可能なメールアドレスか確認するため
- 「機関名」「住所」に誤りがなければ確認するため

必要な作業

- 「機関名」「住所」を確認し、誤りがなければ **作業不要**

誤りがあれば、佐賀県薬務課にご連絡ください

※原則、今年度開局した薬局のみ対象

①報告準備

▷ 薬局によるパスワード設定

- ✓ 前頁のメール受信後、G-MIS事務局から以下のメールが届きます
- ✓ **パスワード設定**と**ログイン確認**をお願いします。

2通目

No1-2 : G-MIS利用案内メール	
件名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼
本文	<p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>本メールは、先日、件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡」のメールにてご連絡いたしましたG-MISの新規ユーザ登録の完了をお知らせするものです。「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為のユーザ名（ログインID）は以下になります。</p> <p>ユーザ名（ログインID）：XXXXXX</p> <p>※以下に該当する場合はお手数ではございますが、下記の厚生労働省ホームページに記載の各都道府県「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」窓口にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」の報告業務について、管轄の都道府県から周知されていない・本メール冒頭に記載された「組織名」が異なる・G-MISの新規ユーザ登録を行っていない・既にG-MISのユーザ名（ログインID）・パスワードを所有している・その他ご不明点がある <p>システムをご利用になるには、以下のURLにアクセスし、パスワードを設定してください。（URLが途中で改行されている場合、アクセスできないことがあります。URLを全てコピーして、Webブラウザに直接貼り付け、再度アクセスをお試しください。）</p> <p>https://www.med-login.mhlw.go.jp/login?c=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx</p> <p>2回目以降のアクセスはこちらから</p> <p>https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</p>

メールの目的

- アカウント発行を完了した旨の連絡
- ログインID、パスワード設定を行うためのURLのお知らせ

必要な作業

- **パスワードを設定する**
- **G-MISにログインできることを確認する**

本メールは大切に保管してください

※原則、今年度開局した薬局のみ対象。完了している場合は p 10へ

②新規報告

▶ ログイン方法


厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に関する「よくあるお問い合わせ」を [こちら](#) にまとめています。
G-MIS事務局へお問い合わせの前に、ご一読いただけますようお願い申し上げます。

ユーザ名

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れですか？](#)

【医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度で初めてG-MISをご利用になるご担当者様へ】
11月6日に【厚生労働省G-MIS事務局】よりメールをお送りしています。
本文中にユーザ名の記載がございますので、該当の皆さまにおかれましてはメールをご確認のうえログインをお願いいたします。

✓ 設定したIDとPWをつかって、「G-MIS」にログインしてください。

ログイン画面のURL : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>



※パスワードを紛失した場合でも、ユーザー名がわかればパスワードの再設定が可能です。

※ユーザー名を紛失した場合は、薬務課までお問い合わせください

※原則、今年度開局した薬局のみ対象。完了している場合は p 10へ

②新規報告 ▷ 必要な作業

今年度開局した薬局等、**新規報告が未完了の薬局は「新規報告」が必要です。**

【必要な作業】

1. ログイン
2. 「薬局機能情報提供制度」をクリック
- ※「新規報告」がクリックできるようになっている
3. 「新規報告」を押下して報告を入力
4. **画面右上の「報告」を必ず押下して 報告完了する**



※全薬局が対象

③定期報告

▶ ログイン方法



厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に関する「よくあるお問い合わせ」を [こちら](#) にまとめています。
G-MIS事務局へお問い合わせの前に、ご一読いただけますようお願い申し上げます。

ユーザ名

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れですか?](#)

【医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度で初めてG-MISをご利用になるご担当者様へ】
11月6日に【厚生労働省G-MIS事務局】よりメールをお送りしています。
本文中にユーザ名の記載がございますので、該当の皆さまにおかれましてはメールをご確認のうえログインをお願いいたします。

✓ 設定したIDとPWをつかって、「G-MIS」にログインしてください。

ログイン画面のURL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>



※パスワードを紛失した場合でも、ユーザー名がわかればパスワードの再設定が可能です。

※ユーザー名を紛失した場合は、薬務課までお問い合わせください

※全薬局が対象

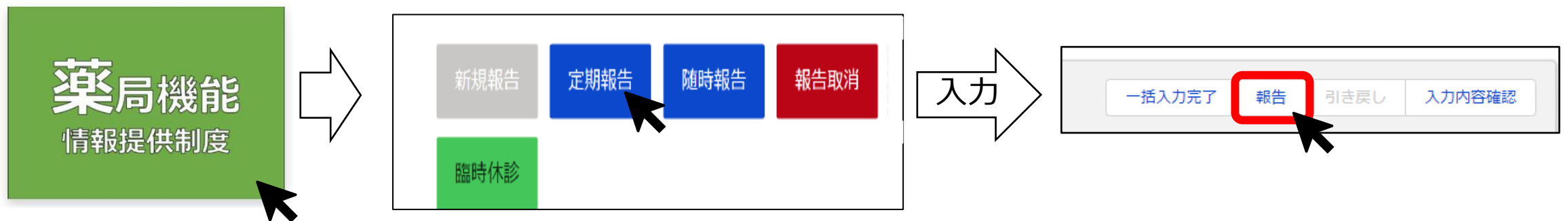
③ 定期報告 ▷ 必要な作業

- 定期報告は、3/31までに行ってください。

【必要な作業】

- ① ログイン
- ② 「薬局機能情報提供制度」をクリック
※「定期報告」がクリックできるようになっている
- ③ 「定期報告」を押下して報告を入力
- ④ **画面右上の「報告」を必ず押下して報告完了する**

※「定期報告」がクリックできない場合は、新規報告が完了していない可能性があります⇒ p.9へ



②③新規・定期報告 ▶ 入力方法

✓ 報告データ入力の際は、以下の資料を参考にしてください。

※佐賀県ホームページに掲載

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003100469/index.html>



(操作マニュアル)

- ▶ G-MIS_操作マニュアル_報告機関用_定期報告
- ▶ G-MIS_操作マニュアル_報告機関用_新規報告

(項目の説明)

- ▶ 厚労省通知
「薬局機能情報提供制度の考え方及び報告にあたっての留意点について」
- ▶ 報告事項説明書（位置づけ：厚労省通知の補足）

※必要に応じて要対応

④薬務課で報告内容の確認

- ✓ 佐賀県薬務課で、報告内容の確認をします。
- ✓ **報告内容に疑義が生じた場合等、必要に応じて電話等でお尋ねしますので、その際にご対応をお願いします。**

[よくある疑義]

- **店舗販売業併設の有無**

⇒「許可番号S第（数字6桁）号」の「医薬品販売業許可証」がある店舗を併設している薬局のみ「有」

- **地域連携薬局の認定の有無**

⇒県の認定を受け、「認定番号Z第（数字5桁）号」の「地域連携薬局認定証」がある薬局のみ「有」

2. 困ったときは

2. 困ったときは

- ✓ 佐賀県HPに、必要な情報をまとめていますのでご確認ください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003100469/index.html>



- ✓ 解決しない場合は、佐賀県薬務課にお問い合わせください。

佐賀県薬務課薬事・血液担当

電話 0952-25-7082

メール yakumu@pref.saga.lg.jp